

厚生労働省 参考資料②

(平成22年5月24日)

目次

P. 1 労働政策審議会

『出先機関改革に関する意見』(H22. 4. 1)

P. 3 労働政策審議会

『地方分権改革に関する意見』(H21. 2. 5)

P. 5 日本労働組合総連合会 事務局長談話

『「出先機関改革に係る工程表」決定についての談話』(H21. 3. 24)

P. 6 日本労働組合総連合会

『労働行政の充実・強化に関する要請』(H20. 12. 25)

P. 8 日本弁護士連合会

『都道府県労働局のブロック化・

国 のハローワークの漸次縮小に反対する会長声明』(H21. 3. 6)

P. 9 日本労働弁護団

『地方分権改革推進委員会「第2次勧告」についての意見』(H21. 3. 4)

P. 21 日本経済団体連合会

『2008年度版 経営労働政策委員会報告』(H19. 12. 18)

P. 22 衆議院厚生労働委員会

『衆議院厚生労働委員会附帯決議』(H21. 6. 12)

P. 23 国際労働機関 (ILO)

『職業安定組織の構成に関する条約(第88号条約)』

平成22年4月1日

厚生労働大臣
長妻昭殿

労働政策審議会
会長諏訪康雄

出先機関改革に関する意見

本審議会は、標記について、厚生労働省設置法第9条第1項第3号の規定に基づき、下記のとおり、意見を申し述べる。

貴職におかれでは、下記を踏まえ、出先機関改革の推進に当たり、適切に対処されたい。

記

現在、政府は地域主権改革の一環として出先機関の抜本的改革に取り組んでいる。

これに関し、去る3月23日には、全国知事会に設置された国の出先機関原則廃止プロジェクトチームは、労働局並びに労働基準監督署及びハローワークを地方移管すべき旨を示したとりまとめを行った。今後、内閣府に設置された地域主権戦略会議において、出先機関の抜本的改革について検討するとされているが、これらの点についての、当審議会の意見は以下のとおりである。

1 ハローワークの地方移管について

ハローワークの地方移管に関する当審議会の意見は、平成21年2月5日付け「地方分権改革に関する意見」に記したとおりであり、改めて以下のことを確認する。

ハローワークは、憲法第27条に基づく勤労権を保障するため、ナショナルミニマムとしての職業紹介、雇用保険、雇用対策を全国ネットワークにより一体的に実施しており、障害者、母子家庭の母、年長フリーター、中高年齢者などの就職困難な人に対する雇用の最後のセーフティネットである。

ハローワークの業務は、以下のような理由から、都道府県に移管することは適当でなく、国が責任をもって直接実施する必要があり、これは先進諸国における国際標準である。

① 都道府県域を超えた労働者の就職への対応や、都道府県域に限定されない企業の人

- 材確保ニーズへの対応を効果的・効率的に実施する必要があること。
- ② 雇用状況の悪化や大型倒産に対し、迅速・機動的な対応を行い、離職者の再就職を進め、失業率の急激な悪化を防ぐ必要があること。
 - ③ 雇用保険については、雇用失業情勢が時期や地域等により大きく異なるため、保険集団を可能な限り大きくしてリスク分散を図らないと、保険制度として成り立たないこと。
 - ④ 地方移管は我が国の批准するILO第88号条約に明白に違反すること。

したがって、国の様々な雇用対策の基盤であるハローワークは地方移管すべきでなく、引き続き、国による全国ネットワークのサービス推進体制を堅持すべきである。

一方、地方自治体が独自に地域の実情に応じた雇用対策をこれまで以上に積極的に進めることは望ましいことであり、国と地方自治体が一体となって、その地域における雇用対策を一層強化する必要がある。また、我が国のハローワークは主要先進国と比べても少ない組織・人員により効率的に運営しているところであるが、さらに、ハローワーク自身も雇用状況の変化に応じて、業務内容を適切に見直し、機能の強化や効率的な運営を心がけるべきである。

2 労働基準行政、雇用均等行政、個別労働紛争対策等について

労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、男女雇用機会均等法、労働者派遣法等の基準の設定及び履行確保のための監督や指導、労災保険における認定業務は、現在国並びに労働局及び労働基準監督署において直接実施している。このような業務については、地域の状況等によらず全国統一的に労働者を保護する必要があること、全国的な問題事案に一斉に対応する必要があること、公正競争の確保の観点からも労働関係の規制の適用には厳密な全国統一性が求められること等から、国の責任によりそれらを担保する形で実施される必要がある。

また、個別労働紛争対策については、国は労働基準監督署をはじめ労働法令の施行機関を有し、都道府県は三者構成の労働委員会を有しております、国と都道府県のそれぞれに特長があるので、現在の複線型の仕組みを活かし、両者がそれぞれの特長を最大限に発揮しつつ連携協力することが重要である。

なお、政府において、事業仕分け的な手法も用いて出先機関の仕分けを行うことを検討しているとも聞くが、労働局並びに労働基準監督署及びハローワークに係る出先機関改革は、労働政策の実施体制の在り方そのものにもかかわるものであり、労働政策に関する重要事項として当審議会において審議されるべきものである。今後、政府においては、このことを踏まえた適切な対処を要望する。

平成 21 年 2 月 5 日

厚生労働大臣

舛添要一 殿

労働政策審議会

会長 菅野和夫

地方分権改革に関する意見（抄）

本審議会は、標記について、「労働政策審議会各分科会の地方分権改革推進委員会「第2次勧告」に関する見解」に基づく議論の結果、下記のとおりの結論に達したので、厚生労働省設置法第9条第1項第3号の規定に基づき、意見を申し述べる。

貴職におかれでは、下記を踏まえ、地方分権改革の推進に当たり、適切に対処されたい。

記

昨年12月8日、地方分権改革推進委員会は「第二次勧告」を公表し、将来的なハローワークの漸次縮小及び全面地方移管、都道府県労働局のブロック機関化及び地方厚生局との統合を行うべき旨を示した。

また、同月16日、地方分権改革推進委員会は決議を行い、ハローワークの全職員の地方移管について政府に具体化に向けた措置を求めるることを明らかにした。

以上の点について、関係分科会における審議を踏まえた当審議会の意見は以下のとおりである。

1 ハローワークの縮小について

ハローワークは、憲法第27条に基づく勤労権を保障するため、ナショナルミニマムとしての職業紹介、雇用保険、雇用対策を全国ネットワークにより一体的に実施しており、障害者、母子家庭の母、年長フリーター、中高年齢者などの就職困難な人に対する雇用の最後のセーフティネットである。ハローワークの業務は、以下のような理由から、都道府県に移管することは適当でなく、国が責任をもって直接実施する必要があり、これは先進諸国における国際標準である。

① 都道府県域を超えた労働者の就職への対応や、都道府県域に限定されない企業の人

- 材確保ニーズへの対応を効果的・効率的に実施する必要があること。
- ② 雇用状況の悪化や大型倒産に対し、迅速・機動的な対応を行い、離職者の再就職を進め、失業率の急激な悪化を防ぐ必要があること。
 - ③ 雇用保険については、雇用失業情勢が時期や地域等により大きく異なるため、保険集団を可能な限り大きくしてリスク分散を図らないと、保険制度として成り立たないこと。
 - ④ 地方移管は我が国の批准するILO第88号条約に明白に違反すること。

したがって、国の様々な雇用対策の基盤であるハローワークは地方移管すべきでなく、引き続き、国による全国ネットワークのサービス推進体制を堅持すべきである。

なお、急速に悪化を続ける雇用情勢の下で、今まさに全国ネットワークのハローワークによる機動的かつ広域的な業務運営を通じた失業者の再就職の実現が強く求められているところであり、ハローワークの縮小や全面的な地方移管を論ずることは極めて不適切である。

一方、地方自治体が独自に地域の実情に応じた雇用対策をこれまで以上に積極的に進めることは望ましいことであり、国と地方自治体が一体となって、その地域における雇用対策を一層強化する必要がある。また、我が国のハローワークは主要先進国と比べても少ない組織・人員により効率的に運営しているところであるが、さらに、ハローワーク自身も雇用状況の変化に応じて、業務内容を適切に見直し、機能の強化や効率的な運営を心がけるべきである。

ホーム > ニュース > 事務局長談話 > 2009年 > 「出先機関改革に係る工程表」決定についての談話

事務局長談話

[2009年のインデックスへ戻る](#)

2009年3月24日

「出先機関改革に係る工程表」決定についての談話

日本労働組合総連合会
事務局長 古賀 伸明

1. 3月24日、政府の地方分権改革推進本部(本部長・麻生太郎首相)は、「出先機関改革に係る工程表」を決定した。昨年12月8日に地方分権改革推進委員会がまとめた「第2次勧告」は、ハローワークの漸次縮小および地方への移管、都道府県労働局をブロック機関化し地方厚生局と統合することを求めていたが、今回の工程表にはこれらは盛り込まれなかった。厳しい雇用・失業情勢が続き、労働行政の役割の重要性が高まる中で、当然の判断である。
2. 工程表は、「出先機関の統廃合、地域との連携やガバナンスの確保の仕組みなど、第2次勧告で示された出先機関の組織の改革の方向性に沿って検討を進め、改革大綱に盛り込む」としている。しかし、「第2次勧告」は、ハローワークなど労働行政の最大ユーザーである労使の声を踏まえたものとはなっていない。また、「第2次勧告」は、ブロック機関化した場合に、都道府県労働局が担っている労働者派遣事業の指導監督や個別労働紛争処理などの機能をどのようにして維持するのかという点も検討されていない。今後、地方分権改革大綱を定めるにあたっては、労働行政の後退とならないよう「第2次勧告」ありきではなく、慎重に検討すべきである。
3. 全国の各地域において、すべての労働者が職業紹介や能力開発、労働相談等に関する行政サービス・支援を十分に受けられることが、労働行政の基本である。その視点に立てば、「第2次勧告」は、労働者・国民の立場からは疑問のある内容である。連合は、昨年12月には厚生労働省に対して「労働行政の充実・強化に関する要請」を行い、[1]都道府県労働局のブロック化により、労働行政の後退とならない体制整備、[2]ハローワークの全国ネットワークの維持及び体制の拡充・強化などを求めた。また、労働政策審議会においても、その旨を繰り返し主張してきた。
4. 地方分権そのものは否定されるものではない。しかし、国民生活への影響を顧みずに、削減や統廃合ありきの改革では、何のための地方分権なのか、その目的を失したものとなる。連合は、今後のわが国の経済・社会のあり方も見据え、国民の暮らしを豊かにするための地方分権を求めていく。

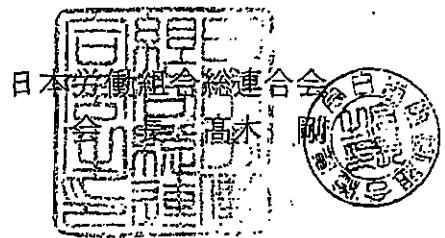
以上

[このページの先頭へ](#)

2008年12月25日

厚生労働大臣

舛添 要一 様



労働行政の充実・強化に関する要請（抄）

私ども連合は、全国の各地域において、すべての労働者が職業紹介や能力開発、労働相談等に関する行政サービス・支援を十分に受けられることが、労働行政の基本であると考えております。非正規労働者等の雇用問題への対応が喫緊の課題となっているいま、地域に密着した労働行政機関が全国的にサービスを迅速に提供することの必要性は、ますます高まっています。

このような中で、去る12月8日、内閣府・地方分権改革推進委員会は第2次勧告をまとめました。しかし、その内容を見ると、労働者・国民の立場からは、疑問を抱かざるを得ない内容を含んでいます。

また、緊急の雇用対策はもちろん、各地域における雇用創出を伴う地域産業政策の策定・実行には、地域の関係機関・労使団体の知恵と参加が必要であり、都道府県労働局には連携強化に向けたリーダーシップを發揮することが求められています。

については、労働行政の充実・強化をはかる観点から、下記の事項について要請いたします。労働行政に寄せられる期待と役割の大きさをいま一度認識され、今後の労働行政の立案・運営等にあたり、十分に反映いただくようお願い申し上げます。

記

2. 雇用対策における都道府県との連携強化および労使の参加

地域における雇用対策(雇用創出、地域活性化策を含む)の検討・実施にあたっては、都道府県労働局が主導し、地方自治体、地域の労使団体および経済産業局等の関係者が連携し、実効性ある対策のための体制を整備する。

3. 「国のハローワークの漸次縮小」等について

- (1) 「第2次勧告」では、「将来的には、国のハローワークの漸次縮小をはかるべき」とされ、地方分権改革推進委員会の決議では「ハローワークの全職員を削減する」こととされている。しかし、ハローワークは、国が責任を持つべき職業紹介・雇用保険・雇用対策を全国を通じて一体的に実施するものである。全面的に地方に移管すれば、雇用保険制度の全国的運営が損なわれ、例えば、都市部では低い保険料率で給付も充実する一方、雇用情勢の厳しい地域では、保険料率は数倍となり給付も低下せざるを得なくなる。また、全国的に機動的な雇用対策を行うことも困難になるおそれがある。したがって、ハローワークの全国ネットワークは維持すべきである。さらに、現在のような雇用・経済情勢を踏まえれば、その組織体制の拡充・強化をはかるべきである。
- (2) 労働基準監督署およびハローワークの再編整理に関する具体的な計画については、労働政策審議会の調査・審議事項とする。

ホーム > 会長声明・意見書など > 会長声明集

会長声明・意見書など

会長声明集

会長声明集 Subject:2009-03-06

都道府県労働局のブロック化・国のハローワークの漸次縮小に反対する会長声明

- 内閣府の地方分権改革推進委員会「第2次勧告」(2008年12月8日公表)は、「国の出先機関の見直し」の一つとして、都道府県労働局につき、「現行の組織を廃止して、ブロック機関に集約し、地方厚生局と統合する」、「将来的には、国のハローワークの漸次縮小」し地方に移管するとしている。
- しかし、都道府県労働局は、個別労使紛争の調整、男女雇用機会均等法に基づく雇用均等業務や労働者派遣事業の指導監督など、重要な労働施策を最前線で担う機関であり、無料・迅速・非公開の手続であることから、労使の当事者にとって、もっともアクセスしやすい相談窓口となっており、企画室、雇用均等室をあわせ、総合労働相談件数は、年間100万件(電話相談を含む。)を超え、助言・指導、あっせん・調停などの制度も全国各地で幅広く利用されている。

もし、都道府県労働局が廃止されてブロック機関となり、企画室や雇用均等室も地方ブロック単位に統合されれば、労働者・事業主双方にとって、身近な機関に権利救済を求めることができなくなり、法に定める権利の確保に重大な支障を来すことになる。

さらに、これらの業務を、地方自治体の職員に委ねることとなると、求められる専門性の面から、対応の的確性、解決機能の低下が懸念される。

- また、ハローワークは、憲法27条に基づく労働権の保障として、社会的弱者のための雇用対策等、必要な施策を総合的に講じており、これらはわが国も批准したILO88号条約上の国際的義務であり、国が最低保障として直接実施する責務がある。

さらに雇用保険、社会的弱者のための雇用助成等も、地方自治体ごとに運営することとなれば、地方による雇用失業情勢の違いや財政力の違いにより、雇用保険制度の破綻、あるいは障害者、母子家庭、年長フリーター、中高齢者などに対するヤーフティネットの機能が失われる危険性が高い。

- 当連合会では、昨年の人権擁護大会で最近の貧困問題の急速な拡大に関して「貧困の連鎖を断ち切り、すべての人が人間らしく働き生活する権利の確立を求める決議」を探討した。また、男女雇用機会均等法の制定・改正にあたり、実効ある救済機関の設置が必要であると繰り返し主張してきた。

当連合会は、救済機関の整備と雇用対策を強化するため、政府に対し、男女平等の実現と労働法令遵守のために国の責任を果たすよう改めて求めるものであり、都道府県労働局のブロック機関化と国のハローワークの漸次縮小については、以上の問題点に配慮し、労使の利便性、労働者の権利確保の実効性、行政の合理的運営を損なうことがないよう求める。

2009年(平成21年)3月6日

日本弁護士連合会
会長 宮崎 誠

地方分権改革推進委員会「第2次勧告」についての意見

2009年3月4日

内閣府特命担当大臣(地方分権改革)

鳩山 邦夫 殿

厚生労働大臣

舛添 要一 殿

日本労働弁護団

幹事長 小島 周一

1. はじめに

地方分権改革推進法に基づき内閣府に設置された地方分権改革推進委員会(委員長丹羽宇一郎・伊藤忠商事株式会社取締役会長)は、2008年12月8日、「第2次勧告～『地方政府』の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大～」を内閣総理大臣に提出した。

同委員会は、この「第2次勧告」のうち、厚生労働省関係の出先機関の見直しについて、国と地方が連携するもの(個別労働関係紛争解決制度、雇用保険の窓口業務)、民間委託の拡大を進めるもの(賃金構造基本統計調査)、地方自治体が行う事業について国に準ずると位置づけるもの(無料職業紹介事業)に分けて事務・権限の見直しをするとともに、都道府県労働局を地方厚生局と統合してブロック機関に集約し、労働基準監督署及び公共職業安定所(ハローワーク)をブロック機関の下に置く、将来的に国のハローワークの漸次縮小をはかるとし、また、中央労働委員会地方出張所を廃止することを勧告している。

折しも、アメリカに端を発した金融不安による世界同時不況を口実に、「派遣切り」、「非正規切り」に代表される労働者に対する雇い止めや解雇、採用内定取消が横行している。これを受け、日本労働弁護団(会員数約1500名)は、わが国のすべての労働者・労働組合の権利確立に寄与する弁護士の団体として、2008年11月15日に「金融危機に便乗した安易な雇い止め、解雇、内定取り消しや労働条件切り下げを許さない緊急アピール」を採択し、同月21日に「いすゞ自動車の非正規労働者全員解雇(契約打ち切り)に抗議する」声明を発した。^{*1}

このような雇用状況の中で、国と地方自治体は連携してこれまで以上に積極的かつ効果的な雇用対策行政や労働基準行政に取り組まなければならない。憲法上の最高の価値である個人の尊厳・幸福追求権(13条)、生存権(25条)や勤労の権利(27条1項)を保障する行政が今こそ必要なときはない。

また、労働行政にとって重要なことは、労働者にとってアクセスしやすいこと、地域の実情に応じた臨機応変の施策をとることにある。

しかるに、今回提出された「第2次勧告」は、労働行政が果たすべき役割・責務に逆行するものとなっており、到底容認することはできない。

日本労働弁護団は、「第2次勧告」のうち、厚生労働省関係の出先機関の見直しについて、以下のとおり反対意見を述べるものである。

2. 国の出先機関の見直しの基本的考え方について

「第2次勧告」は、

- ① 国の出先機関の中には、「近年における地方自治体の役割の拡大、交通機関や情報通信手段の著しい発達やそれにとどまらない社会経済情勢の変遷に伴う行政需要の消長により、もはや国が全国に出先機関を設置して実施する必要性の薄れたものもある」、
 - ② 「地域における総合的な行政主体である地方自治体との関係において『二重行政』になっている」、
 - ③ 「個々の事務・権限の執行について、大臣や本府省、国会や国民等によるチェック機能が働きにくく、また、地域の民主主義によるガバナンス(統治)の圏外にあるため、業務運営に地域住民の意向が反映されにくい」、
 - ④ 「地域の活力を呼び覚まし、地方自治体が自ら地域経営を行うことができるようになることが一段と強く求められている」、
- との現状認識を示している。

しかし、このような現状認識及び第2章第5項の「個別出先機関の事務・権限の見直しと組織の改革」における記述からは、職業選択の自由(憲法22条1項)、勤労の権利(27条1項)、労働基本権(28条)という観点から、労働分野の事務・権限及び出先機関を検討した形跡は微塵もない。

「第2次勧告」は、「地方分権改革の取組みを推進していくことが、将来の道州制の実現に向けて確かな道筋をつけることになるものと考えている」とし、道州制の導入を前提とした勧告内容であることを明らかにしている。しかしながら、道州制の導入は、国民的な要求になっていないばかりか、労働分野において、憲法が保障した勤労者の権利の保障を発展させるものであるとは実証されていない。むしろ財界が中心になって提唱しているのであり、日本経済団体連合会の2008年1月1日付「成長創造～躍動の10年へ～」が「道州制を導入し日本全体の豊かさを向上させる」とし、「広域経済圏の確立に向けたインフラ整備」、「国と地方、地方間の重複事務の排除」などと提言するとおり*2、企業の経済活動の自由の保障を指向するものである。

したがって、「第2次勧告」の抽象的な現状認識から、都道府県労働局のブロック機関化、ハローワークの地方委譲及び中央労働委員会地方事務所の廃止が必要となる立法事実は存在しないというべきである。